

# 介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会  
 〒420-8558  
 静岡市葵区春日2丁目4番34号  
 TEL 054-253-5580  
 FAX 054-253-5589  
 [インターネット]  
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>  
 静岡県国保連合会 検索

## 返戻理由 TOP3 請求明細書編

平成30年8月請求分において、件数の多かった返戻理由について紹介します。



第1位

### 査定でエラーのあるもの

**返戻理由**: 請求明細書と居宅介護(予防)支援事業所等が提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ特別地域加算、小規模事業所加算、サービス提供体制加算等を含む請求がある場合にエラー(返戻)となります。

**対 応**

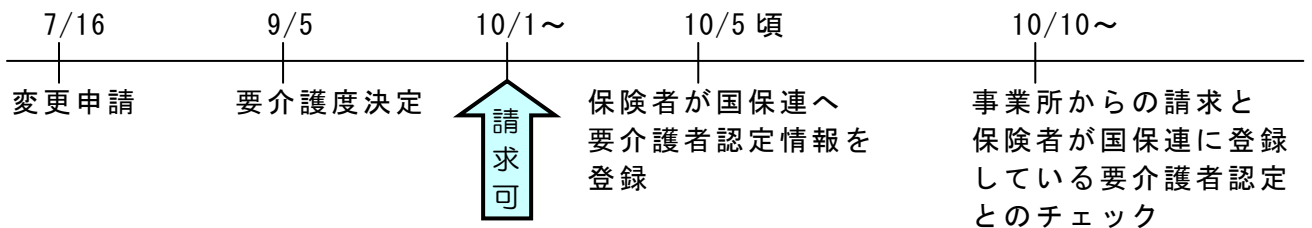
サービス事業所請求明細書	給付管理票の内容確認	居宅介護(予防)支援事業所等の対応	サービス事業所の対応
請求明細書に誤り有り			誤りを訂正し再請求
請求明細書に誤り無し 居宅介護(予防)支援事業所等へ連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス年月</li> <li>事業所番号</li> <li>サービス種類コード</li> <li>計画単位数等</li> </ul>	給付管理票の「修正」を行う	居宅介護(予防)支援事業所等が給付管理票の「修正」を行う月、又はそれ以後に前回と同じ請求明細書を再請求

第2位

### 12PA 内容 市町村の認定変更が未決定

**返戻理由**: 保険者(市町)が国保連合会に登録した最新の受給者情報の中で、要介護認定について「変更(更新)申請中」となっている被保険者の請求明細書が提出されたため

《受給者情報更新スケジュール(例)》



変更申請日	結果通知	明細書の提出日	審査結果	内容
7月16日	9月5日	8月10日	返戻	市町村の認定変更が未決定(12PA)
		9月10日	返戻	市町村の認定変更が未決定(12PA)
		10月10日	正当	※他に不備の無い場合

**対 応**: 要介護状態が決定した翌月以降に再請求してください。

第3位

### 12QT 内容 受給者台帳記載項目不一致

**返戻理由**: 被保険者情報の「生年月日」若しくは「性別」が、市町から国保連合会に提供される受給者台帳(利用者の情報)と不一致のため。

**対 応**: 「生年月日」、「性別」が正しいか介護保険被保険者証を確認し再請求してください。間違いのない場合は、該当市町に確認してください。

請求事務を担当される方は、御一読ください。